

議事要旨(5) 無形資産に係る検討について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より無形資産に関して、今後の議論の進め方、社内開発費の資産計上について、それぞれ資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

（開発費の資産計上の検討について）

・企業が開発を行うのは、それによる経済的便益を期待してのことであり、すべて発生時に一律に費用処理するというのは粗雑な考え方である。開発費を一律に費用処理する論拠として「比較可能性」の確保が挙げられているが、そこでいう「比較可能性」は、経済的便益に結びつく蓋然性に関する経営者の判断とは無関係に、形式的に一律の会計処理を求めるというもので、本来の「比較可能性」とは異なるものである。今日の考え方では、経営者の判断が財務情報に反映され、利用者に伝えられるならば、それが情報価値を高めると考えられているとの指摘があった。これに対して事務局より、指摘を踏まえ検討したい旨の回答があった。

・素晴らしい研究開発で素晴らしい商品を作っても全然売れないケースがあり、研究開発は製品と1対1の対応ではなく減損や償却の問題も生じることから、従来と同様に開発費は発生時に一括費用計上の方が実務を考慮すれば適切である。仮に資産計上する場合でも、個別財務諸表においては税や会社法の問題があるので、連結財務諸表のみに適用するべきで、それも米国基準と同じタイミングでやればよい。また、発生時に一括費用計上する場合の案とされている研究費と開発費に区分した注記は実務上非常に困難という指摘があった。これに対して事務局より、何らかの対応し得る仕組みがないと資産計上が難しいことは認識しており、また、個別と連結の議論はこれから行われるので、ある程度コンセンサスができてくればそれに沿って対応し、さらに、税と会社法に関しては、当委員会の権限の範疇ではないが、影響の大きい問題であることは認識している旨の回答があった。

・連結先行上の取扱いを論点とし、別途行われる連結先行のあり方の検討と平仄を合わせる形で進めるべきであるとの指摘があった。これに対して事務局より、そのように認識している旨の回答があった。

（社内開発費を資産計上する場合の論点整理第63項に掲げた6つの認識要件について）

・社内開発費を資産計上する場合の6つの認識要件について、ガイダンスを設けない案としているが、実務上ワークするのか懸念があるとの指摘があった。これに対して事務局より、一般化してすべての業種にあてはまる形としてのエッセンスがこれらの6つの認識要件であり、これ以上ブレイクダウンした取扱いを出すことの難易度は高いと考えているが、指摘のようなコメントが多いことは認識しており、引き続き検討する旨の回答があった。

・社内開発費を資産計上する場合の6つの認識要件について、事例の集積もある製造費用かどうかという問題よりも前段階の話であるためガイダンスがないとどこで線を引くかが難しく、また、MD&Aについて記載する内容やIR関係でアナウンスする内容と資産計上の実態は整合的である必要があり、企業の責任は相当重いのではないかとの指摘があった。

（研究開発費に関する開示について）

・研究開発費は企業の成長性を見ていくにあたり非常に重要な情報であり、開発段階に移ったものの内容や、資産計上されたものの内容について概要を開示することは、財務諸表利用者にとって有用であり、財務諸表本体の信頼性を阻害する要因にはならないと考えられる。もし阻害要因があるなら、それらを排除する形で財務諸表利用者に情報開示していくべきである旨の指摘があった。これに対して、そのような情報は、機密事項にあたる場合もあり、配慮が必要であるという指摘があった。

（会計基準が与える影響について）

・開発費に資産計上すべきものがあることをポジティブに考える面があるかもしれないが、一方で、開発費の資産計上を求める会計基準により、研究開発の成果を比較的短期に求められるようになり、当該基準が長期の研究開発を妨げる要因にならないかという点も視野に入れて意見募集すべきであるという指摘があった。これに対して事務局より、そのような内容を会計基準に書き込むことは稀であるが、1つの意見として承る旨の回答があった。

以 上